第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、適切な人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。)及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知。以下「経営再開要綱」という。)第2の1に定める経営再開マスタープランをいい、4の(1)のアにより、その適切性が都道府県知事によって確認されたものをいう。以下同じ。)に基づき、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。)第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)を活用して農地の集積・集約化を進めている地域等において意欲的な農業者による経営発展に向けた取組を促進するとともに、次世代を担う新たな担い手の育成・確保を図るため、事業実施主体が担い支援計画を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

- (1)担い手支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域(活用することが確実な地域を含む。)内で行われるものとする。この場合、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域とは、農地中間管理機構から賃借権等の設定等(農地中間管理法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。)がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地区をいうものとする。また、農地中間管理機構を活用することが確実な地域とは、中間管理事業法第2条第5項に規定する農地中間管理権の設定等のため市町村において農用地利用集積計画の作成等がされた農地又は賃借権等の設定等のため市町村において農用地利用、配分計画(案)の作成等がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地区をいうものとする。
- (2) 担い手支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。)内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。
- (3) 担い手支援計画に基づき実施する事業における「事業実施地区」は、人・農地プランが作成されている地域と一致させるものとする。なお、担い手支援計画において定める目標の実現のために必要な場合には、当該地域と隣接する他の適切な人・農地プランが作成されている地域を「事業実施地区」とすることができる。
- (4) 人・農地プランを作成していない地域であっても、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。)が営農する範囲を担い手支援計画に基づき実施する事業における「事業実施地区」とすることができるものとする。この場合、事業実施主体は、今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを担い手支援計画で明らかにするものとし、遅くとも5の(2)の目標年度までに人・農地プランを作成するものとする。
- 3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

4 事業内容

- (1) 融資主体型補助事業
 - ア 適切な人・農地プラン

事業実施主体は、6の(2)に規定する担い手支援計画の承認を受けるまでに、以下 について都道府県知事の確認を受けるものとする。

(ア)人・農地プランの作成に当たっては、地域農業を担う主要な農業者(入り作者等を含む。)の意向を踏まえて人・農地プランの作成・見直しが定期的に行われるとともに、話合い等の活動を通じて農地の出し手等も含めた地域内の関係者にも人・農地プランの内容が共有され、かつ、話合い等の活動結果が中間管理事業法第26条第1項に基づき公表されていること、又は公表されることが確実であること。

また、話合い等の活動の中で、今後の地域農業のあり方(農地集積・規模拡大、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組)や農地中間管理機構の位置付けについても、十分検討されていること。

(イ) 今後とも、話合い等の活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図って いくと見込まれること。

イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。

- (ア) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり次のいずれかの要件に該当する者。
 - a 基盤強化法第12条第1項の認定を受けた認定農業者(基盤強化法23条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。)であること。
 - b 基盤強化法第14条の4第3項の認定を受けた認定新規就農者(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律102号。以下「改正法」という。)の施行日前にされた改正法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号。以下「旧法」という。)第4条第1項の認定を受けた者及び改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第4条第1項の認定を受けた者を含む。以下同じ。)であること。
 - c 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織(法人を除く。)であって次の要件を満たすもの。。
 - (a) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。
 - (b) 共同販売経理を行っていること。
 - (c) 目標年度までに法人化することが確実であると見込まれること。
- (イ)農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(2の(4)に該当する場合に限る)
- ウ 助成対象となる事業内容等
- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が売上高の拡大や経営コストの縮減などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。
 - a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機 械又は施設の改良、造成若しくは取得
 - b 農地等の改良又は造成
- (イ)(ア)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - a 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
 - b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
 - c 原則として、事業の対象となる機械又は施設(中古資材等を活用して施設を整備 する場合を含む。)は、残存耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの(中古農 業用機械である場合には2年以上のもの)であること。
 - d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルロー ダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易

に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、 この限りではない。

- (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。) 等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。
 - i 他用途に使用されないものであること。
 - ii 農業経営において真に必要であること。
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (b) 環境衛生施設 (トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設 (農機具格納庫等) 等の施設については、(a) の i から iii までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接 地に設置するものであること。
- e 整備を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであること。
- f 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと (融資に関する 利子の助成措置を除く。)。
- g 都道府県知事が事業実施主体に対して行う担い手支援計画の承認以前に自ら又は 本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した 機械又は施設を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- h (ア) のうち取得については、既存施設を取得するものでないこと。
- i 過去に他の補助事業(特に、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業、経営体育成交付金及び経営体育成支援事業をいう。以下同じ。)及び本事業により機械又は施設を整備した場合にあっては、イの助成対象者が設定する経営体の成果目標にその整備した際に掲げた目標(以下「他事業目標」という。)と重複する目標を掲げていないこと(事業申請年度において、他事業目標の目標年度を経過し、かつ、目標を達成している場合又は他事業目標と今回設定する目標とが明確に区別でき、かつ、その目標の達成が見込まれる場合を除く。)。
- エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律 又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
- (ア)農業協同組合
- (イ)農業協同組合連合会
- (ウ)農林中央金庫
- (工) 株式会社 日本政策金融公庫
- (才) 沖縄振興開発金融公庫
- (カ)銀行
- (キ) 信用金庫
- (ク) 信用協同組合
- (ケ) 都道府県
- (2) 追加的信用供与補助事業
 - ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立 する基金協会を対象として助成を行うことができる。

- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの 個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)
 - b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの 個人3,000万円(法人又は任意団体にあっては6,000万円)
- (イ)融資機関(農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」とい

- う。) 第2条第2項に掲げる融資機関に限る。) が行う保証保険法第8条第1項第1 号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域 内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号 に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ) 基金協会は、(ア) の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。
- (ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
 - a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ)基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する (ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

5 成果目標

- (1)本事業の成果目標は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図ることとし、助成対象者の売上高の1割以上の拡大又は経営コストの1割以上の縮減とする。
- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。
- 6 実施手続
- (1) 担い手支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める担い手支援計画を作成するものとし、担い手支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の担い手支援計画の作成は、担い手経営強化・支援計画書(別紙様式第1号)により行うものとする。

- ア 事業実施地区の成果目標
- イ 事業実施計画
- ウ その他必要な事項
- (2) 担い手支援計画の承認等
 - ア 事業実施主体は、(1) で作成した担い手支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。
 - イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた担い手支援計画について、次に掲げる要件を 全て満たす場合に当該担い手支援計画の承認を行うものとする。
 - (ア) 5の成果目標が市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をい

- う。以下同じ。)等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであること。
- (イ)助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営発展効果の発現が見込まれるものであり、別表1の経営体の成果目標に係る目標項目のうち、2つ以上(新規就農者にあっては1つ以上)の項目について担い手支援計画承認年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営発展に取り組むものであること。ただし、別表1に掲げる目標項目のうち必須目標については、1つ以上設定(複数でも可)していること。
- (ウ) 事業実施地区の全ての助成対象者が売上高の1割以上の拡大若しくは経営コストの 1割以上の縮減の目標を設定していること又は事業実施地区全体で売上高の1割以上 の拡大若しくは経営コストの1割以上の縮減の目標を設定していること。

ただし、認定新規就農者や新規参入法人など農業経営の現況に関するデータが存在 しない場合には、既存の計画と整合性がとれた目標((ク)又は(ケ)の各計画に記 載された年間農業所得目標から換算された売上高の目標)となっていること。

- (エ)成果目標は事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の農業構造の改善につながるものであること。また、目標設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度目標の設定根拠が明確となっていること。
- (オ) 過去に実施した事業との整合が図られていること。

また、助成対象者が設定する目標は、他事業目標と重複するものでないこと(助成対象者が目標を設定する時点において、他事業目標の目標年次を経過しており、かつ、その目標を達成している場合又は他事業目標と今回設定する目標とが明確に区別でき、かつ、その目標の達成が見込まれる場合を除く。)。

- (カ)人・農地プランの適切性について3の(1)のアにより都道府県知事が確認していること。
- (キ)事業実施地区が2に規定する地区に該当していること。
- (ク)助成対象者が認定農業者である場合には、経営体調書の内容が基盤強化法第12条第 1項の認定を受けた農業経営改善計画(特定農業法人の場合には、基盤強化法第23条 第1項の認定を受けた特定農用地利用規程(基盤強化法第23条第7項に規定するもの をいう。))に即したものであること。
- (ケ) 助成対象者が認定新規就農者である場合には、経営体調書の内容が基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた就農計画に即したものであること、又は、改正法第4条の規定による旧法第4条第1項の認定を受けた者及び改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第4条第1項の認定を受けた者である場合には、経営体調書の内容がその認定を受けた就農計画に即したものであること。
- (コ) 助成対象者が4の(1) の4の(ア) の6の組織である場合には、同規定を満たす組織であること。
- ウ 都道府県知事は、担い手支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする 担い手支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。 その際の成果目標の妥当性等の協議は、担い手確保・経営強化支援計画成果目標妥当性 等協議申請書(別紙様式第2号)により行うとともに、担い手支援計画を取りまとめた 都道府県別実施計画(別紙様式第3号)を作成し添付するものとする。
- エ 事業実施主体は、承認を受けた担い手支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成 計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基 金協会に当該担い手支援計画の写しを送付するものとする。

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工(機械の発注を含む。)する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村が定める交付規則等(以下「市町村交付規則等」という。)における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届(別紙様式第4号)を提出している場

合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

- イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が 的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。 また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となるこ とを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の 備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届(別紙様式5号) を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この 限りでない。
- カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が 図られるよう努めるものとする。
- 7 担い手支援計画の重要な変更

担い手支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、6の手続に準じて行うものとする。 なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を 勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指 導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 助成対象事業内容の新設
- 8 事業の完了
- (1) 本事業は、原則として6の(2) により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届(別紙様式6号)を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

9 整備した施設等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。

- (1)管理方法
 - ア 事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、助成金の交付目的に沿った 適正な管理を行わせるため、耐用年数表(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。)に相当する期間に準 じて処分制限期間を設定させるものとする。
 - イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、施設等の管理状況を明確にするため財産管理台 帳を備え置かせるものとする。
 - ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率 的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等(これに準ずるものを含む。 以下同じ。)を作成し、整備保存させるものとする。
 - エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものと

する。

なお、過去に他の補助事業により整備した施設等についても、同様に適切な管理運営 等が行われるよう助成対象者に対し指導するものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、別紙様式第7号により事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、別紙様式第8号により、助成対象者に報告させるものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用 規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等 の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別紙様式第9号により、助成対象者に報告 させるものとする。

第2 目標達成状況の報告等

1 事業実施主体は、担い手支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、 担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成 状況報告書(別紙様式第10号)により都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、この報告に当たり、助成対象者から農業経営指標(新たな農業経営指標の策定について(平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知)に規定する農業経営指標又は地方公共団体において活用している当該農業経営指標と同程度の指標をいう。以下同じ。)に基づく自己チェック結果を提出させ、これを添付するものとする。

2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、助成対象者の了解を得た上で、販売単価や販売先ごとの販売量、経営コストの内訳などの必要な経営データ等の提出を受け、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に、翌年度の7月末までに 報告するものとする。

- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の 点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、 北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告(北海道にあっては2による報告)を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 地方農政局長は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、 事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度における担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(別紙様式第10号)により都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、この報告に当たり、助成対象者から農業経営指標に基づく自己チェック結果を提出させ、これを添付するとともに、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び地域への影響等を目標未達成理由等の報告書(別紙様式第11号)により併せて報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、担い手計画に 定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したとき は、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点 検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、担い手支援計画に掲げた成果目標の全部又は一 部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事 業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うとともに、必要に応じてその状況を地方農政 局長に報告し、連携して対応するものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。

ただし、天災その他自己の責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、 期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表する ものとする。なお、経営局長にあっては、4による地方農政局長からの報告(北海道にあっ ては2による報告)を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。
- (1)融資主体型補助事業
 - ア 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、担い手支援計画に位置付けられた助 成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額を補助するものとする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から (ウ)までのうち最も低い額を限度とする。
 - (ア) 助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額
 - (イ) 助成の対象となる経費のうち融資額
 - (ウ) 助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額(農業関係機関が実施する助成事業等の本事業に関連する助成金を含む。)を控除して得た額
- (2)追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、担い手支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(3) 附带事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内を補助するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表 2 に定める附帯事務費の率を乗じて得た額とし、補助対象範囲は、別表 3 に定めるとおりと する。

- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額を都道府県に配分するものとする。
- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表4の都道府県配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを 算出し、当該平均ポイントに別表5の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイント

を算出する。

- (2) 予算額のうち配分予定額の範囲内で(1) で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1) のポイント化を行った各助成対象者の要望額又は(3) に掲げる上限額のうちいずれか低い額並びに当該要望に係る1の(2) 及び(3)で算定した額の合計額を配分する。
 - なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費(追加的信用供与補助事業及び附帯事務費を除く。)が小さい事業実施地区を上位とする。
- (3) 助成対象者ごとの上限額は、法人については3,000万円、それ以外の者については1,500 万円とする。

第5 追加的信用供与補助事業の精算等

- 1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。
- 2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
 - $(A) = (B) \times (C) / (D)$
 - (A) は、信用基金に納付する額
 - (B) は、償却補填経費に充てる助成金の額
 - (C) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
 - (D) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。)
- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。
- 4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合(基金協会の対象 区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償 却が終了した場合をいう。以下同じ。)、事業実施主体が助成した助成金について、次の算 式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の3の(2)のイの(ア)に 定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益分を上 記の返還する額に加えるものとする。

- (A) = (B) (C)
- (A) は、国庫に返還する額
- (B)は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還済額を除く)
- (C) は、基金協会が第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額
- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施 主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が 生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

第6 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、5の施設管理関係書類を整理保存するものとする。

1 担い手支援計画関係書類

- (1) 成果目標の設定に当たっての数値の根拠となる資料
- (2)機械等の規模決定の根拠となる資料
- (3) 目標達成状況の報告及び事業評価の根拠となる資料
- 2 予算関係書類
- (1)予算書及び決算書
- (2) 分(負) 担金賦課明細書
- (3) その他
- 3 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3)賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2)入札てん末書
- (3)請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他
- 4 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 担金徵収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (4) その他
- 5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書 等

- 6 施設管理関係書類
- (1)管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 施設等の管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第7 フォローアップ

事業実施主体は、担い手計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	①又は②の目標のいずれか又は両方を設定すること。
① 売上高の 拡大	目標年度までに現状より売上高(農産物の生産・加工・流通・その他 経営に係る売り上げ全体をいう。)の1割以上の拡大に取り組む。(注)
② 経営コス トの縮減	目標年度までに現状より経営コスト(農産物の生産・加工・流通・その他経営に係るコスト全体をいう。)の1割以上の縮減に取り組む。(注)
選択目標	①又は②の目標を達成するため、以下の③~⑩のうち1つ以上設定すること。
③ 経営面積 の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
④ 農業の6 次産業化	自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する、又は農産物(その過半が自ら生産する農産物に限る。)の輸出に取り組む(他者との連携を含む。)。
⑤ 農産物の 高付加価値 化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等に より品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。
⑥ 経営の効 率化	栽培及び管理技術の改善、作業の効率化、単収の向上、生産資材の効率利用等により経営の効率化に取り組む。
⑦ 耕作放棄 地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の 移転又は使用貸借等により現状より概ね30a以上経営面積の拡大を行 う。
8 農業経営 の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、 複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑨ 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑩ 雇用	外部からの常時雇用の増加に取り組む。

(注)事業実施地区内の話合い等により、事業実施地区全体で事業実施後目標年度までに現状より売上高の1割以上の拡大又は経営コストの1割以上の縮減に取り組む場合は、個々の経営体の中に売上高の概ね1割以上の拡大又は経営コストの概ね1割以上の縮減に取り組む者が存在することも可とする。

別表 2

附帯事務費の率

	都 道 府 県附帯事務費	市 町 村 附帯事務費	充当率	備考
附帯事務費の率	1. 7%以内	0.4%以内	1/2以内	

注:都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として 都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

附帯事務費の使途基準

(1)都道府県附帯事務費

	区		分		内容
給				料	補助事業に直接従事する定数職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条第1項に規定する職員を含む。)に対する一般職給(管理職の地 位にある職員は除く。)
職	員	手	当	等	上記の給料が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初 任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、 時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
報				酬	委員手当
旅				費	普通旅費(設計審査、検査等のため必要な旅費)
					日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費)
					委員等旅費 (委員に対する旅費)
賃				金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共		済		費	上記の給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金が 支弁される者に対する社会保険料
報		償		費	謝金
需		用		費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費(自動車等の燃料費)
					食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
					印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
					修繕費(庁用器具類の修繕費)
役		務		費	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
					自動車損害保険料(補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。)
使月	月料]	及び	賃借	料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備		購	入	費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委		託		料	
公		課		費	自動車重量税 (補助事業で取得したものに限る。)

(2) 市町村附帯事務費

	区		分		内容
旅				費	普通旅費(設計審査、検査等のため必要な旅費) 日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又
					口額旅貨(目公者寺への吊時連絡及び工事の施刊、監督、側重、調査又は検査のための管内出張旅費)
					委員等旅費(委員に対する旅費)
賃				金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共		済		費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報	,	償		費	謝金
需		用		費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)
					燃料費(自動車等の燃料費)
					食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
					印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
					修繕費(庁用器具類の修繕費)
役		務		費	通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使月	月料及	とび	賃借	料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備	品	購	入	費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委	•	託		料	

注:(1)、(2)の人件費(給料、賃金等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する 人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長 通知)により行うものとする。

都道府県配分基準表

(1) 現況に係る配分基準

項目	現状の水準	点数
① 経営面積の 拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アからウまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を 受けている、又は目標年度に現状より4ha以 上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 3点
	イ 目標年度に現状より 2 ha以上の経営面積の 拡大を行うこととしている。	1経営体につき 2点
	ウ 上記ア及びイに該当しない経営体で、目標 年度に現状より経営面積の拡大を行うことと している。	1経営体につき 1点
② 農業の6次 産業化	自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築している。若しくは、事業実施前3年度内に自らが農産物(その過半が自らが生産した農産物に限る。)の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取組を含む。)。	1経営体につき 1点
③ 農産物の高 付加価値化	事業実施前3年度内に農産物の生産において、 新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により 品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組んで いる。	1経営体につき 1点
④ 経営の効率 化	事業実施前3年度内に作業の効率化、単収の向上、生産資材の効率的利用、経営管理費の削減等により、コスト削減に取り組んでいる。	1経営体につき 1点
⑤ 耕作放棄地 の解消	事業実施前3年度内に、それまで過去1年以上 作付けが行われていない農地を対象として、所有 権の移転又は使用貸借等を行い、現在、当該農地 を活用している。	1経営体につき 1点
⑥ 農業経営の 複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産 経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開して いる。	1経営体につき 1点
⑦ 農業経営の 法人化	現在、法人化している。	1経営体につき 3点

⑧ 雇用	外部から常時雇用している。 なお、臨時雇用は、事業実施前1年度内の雇用者について延べ240人・日を常時雇用1名として算定する(小数点以下第1位まで求める(少数点第2位以下は切り捨て)。)。	1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を
⑨ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以 内の者である。 ただし、認定新規就農者又は認定農業者である 場合に限る。	1経営体につき 2点 なお、45歳までに就農 した者である場合は、 1経営体につき3点加 点する。
⑩ 農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1 な場す a 就の者当にる にさ金給(なむ合営する は、 と

は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門 の責任者である者)

イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員 のうち女性が過半を占める法人又は任意組織

地区配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 担い手への 農地集積	事業実施要望地区における中心経営体である地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	平均ポイントに1点加 点する。
② 農地集積割 合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積の取り組みを進め、3年度前より地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。	平均ポイントに1点加 点する。 ただし、左記のうち事 業実施前年度から増加 した農地集積面積のう ち3割以上が農地中間 管理機構を活用してい る場合は平均ポイント に2点を加点する。
③ 新規就農者 の確保	事業実施前3年度内に事業実施要望地区内の新規就農者(認定新規就農者に限る。)を5人以上確保している。	平均ポイントに1点加 点する。
④ 地区の状況	事業実施地区が中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域である。	平均ポイントに0.5点 加点する。

平成 年度担い手確保・経営強化支援計画書

	1 注)	適切な人・農 該当する項目0	地プランにお ○□にチェックを			農地中	間管理事業に	おける事業			
都道府県名 市町村名				3	地区名	ı	事業実施	i年度	目標年度		事業実施主体
I	事	業実施地区の成	果目標				!	Į.			
1	地区	区の成果目標					1年	F度目	2年度	· 目	(単位:人、経営体) 目標年度
24		成果目	標項目		現場	ξ 		年度)	(○年		(3年度目)
必須目		売上高の拡大									
標	2	経営コストの縮	減								
	3	経営面積の拡大	大								
	4	農業の6次産業	化								
	(5)	農産物の高付加	加価値化								
選択	6	経営の効率化									
月標		耕作放棄地の角	解消								
	8	農業経営の複合	 合化								
	⑨ 農業経営の法人化										
	10	雇用									
(注)	1 経営体調書	において、各経	営体が設定した	上項目に は七茶!	ついて、	 各項目の延べ編 *7.71 の1割以	全営体数を設 ・の統述なり	 定すること。 標とする場合には	************************************	関の下肌に行す、
		追加し、各経	凶王体 でデエト 営体が設定した	定量的な目標	直の合計	ト(分子)	と現状値の合計	(分母)を記載	録するとともに、該!	当する単位を追	加して記載すること。
	[月	送果目標の事後記 成果	平価の具体的な 目標項目	検証方法〕			事後記	平価の検証及	びフォローアップ(の方法	
		,,,,,,									
I	施	設整備計画									
1	融資	資主体型補助・追	加的信用供与	補助計画				区分			(単位:円)
		区 分	事業費	補助金		道	市町村費	その他	対象経営	体負担経費	備考
			G=A+B+C +D+E+F	A	村県		C	D	融資 E	自己負担 F	HI
融	資主	在型補助事業									経営体
追加的信用供与補助事業				/					保証希望融資額: 円		
計											
(注) (別添2)経営体調書を添付すること。											
2 附帯事務費											
						事業	費 補助金	都道	市町村費をの		
						Z=a+ +c+e	-b	府県費 b	c d	業費の0.49	
		ī	可村附帯事務	費							
[推	進	事務費の具体的	 内容]								

具体的な使途
市町村附帯事務費

Ⅲ 今後の人・農地プランの作成(農地中間管理事業における事業の場合のみ記載)

1 人・農地プランの作成時期

平成 年 月末ごろに作成予定

0	作成スケジュール

E IFIXAN O II NO	スケジュール

(注)作成予定までのスケジュール等を記載すること。

Ⅳ 農地中間管理機構を活用した農地の集積状況

1 地区内の担い手への農地集積の状況

(.	<u> </u>
	集積率
うち担い手への農地集積面積	未慎争
В	B/A
	うち担い手への農地集積面積 B

2 農地中間管理機構の活用状況

(1)農地中間管理機構による賃借権等の設定等がなされた農地の面積

- ha(地区全体) 設定年月日 年 月 日(直近) (2)農用地利用集積計画又は農用地配分計画(案)が作成等された農地面積
 - ha(地区全体) 作成等年月日 年 日(予定の場合は予定日) 月

Ⅵ 車業宝体主体の郷更

* ***			
市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	(役職) (氏名)
電話・ファックス	TEL FAX	事務担当者	(役職) (氏名)

Ⅵ 市町村域を超える場合の調整

事業実施地区が市町村域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
調整内容等について

(注)市町村域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

- 1. 別紙様式第1号別添1 予算の配分基準ポイント
- 2. 別紙様式第1号別添2 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書
- 3. 別紙様式第1号別添3 人・農地プランの適切性等

計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

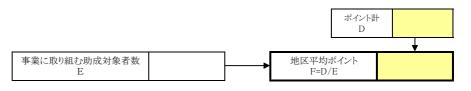
- (1)実施地区を黒色の実線で囲む。
- (2)助成対象者ごとの受益範囲を色分けして図示する。
- (3)農地等の改良、造成又は復旧の場合、施行位置を事業ごとの色で囲む。(農道等の線的事業については、該当路線等を図示)
- (4)農業用機械・施設の施行位置は、設置場所(機械については保管場所)を事業ごとの色で図示する。
- (5)施行位置は、対象経営体、事業内容の異なる個々の事業ごとに図示し、実線を引いて余白に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。
- (6) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている範囲を表示する。
- 5. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。また、女性経営体の場合は、助成対象者である女性経営体が要件を満たしていることが分かる資料、過去に国庫補助事業や地方公共団体単独事業を利用せずに融資を活用して著しい経営改善を達成した者の場合は、要件を満たしていることが分かる資料。
- 6. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
- 7. 事業実施地区の人・農地プラン

人・農地プランの作成に当たって地域の話合い等の状況や今後の予定等が分かる資料及びこれらの協議結果の公表の状況がわかる資料

8. その他都道府県知事が必要と認める資料

予算の配分基準ポイント

1	都道府県配分基準ポイン	/ ト		•), ·· H=/.	を基準ボイント		(単位	立:人、経営 [.]
	酒	分	基	準	項	目	助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×E
			積が拡大しており			取り組み、3年前より経営 いの取組に該当してい			
n	経営面積の拡大					で実を受けている、又 面積の拡大を行うこととし		1経営体 につき3点	
Ð			イ 目標年度に ている。	現状より2ha	以上の経営面	i積の拡大を行うこととし		1経営体 につき2点	
			ウ 上記ア及び 営面積の拡大を			. 目標年度に現状より経	i	1経営体 につき1点	
2)	農業の6次産業化	約裁	は培等の拡大に取り組み、	又は事業分野が 前3年度内に自ら	異なる法人等と契約 が農産物(その過半)	のに限る。)の加工、直売若しくは身 等により事業の連携関係を構築し が自らが生産した農産物に限る。)の		1経営体 につき1点	
3)	農産物の高付加価値化	培		改善等により		いて、新品種の導入、栽 農産物の付加価値の向		1経営体 につき1点	
4)	経営の効率化		的利用、経営管理			スの向上、生産資材の効 、削減に取り組んでい	1	1経営体 につき1点	
5)	耕作放棄地の解消	V 17		して、所有		以上作付けが行われて 使用貸借等を行い、現		1経営体 につき1点	
5)	農業経営の複合化		上地利用型作物の せ、複合的に経営			- 畜産経営などを組み合		1経営体 につき1点	
7)	農業経営の法人化	罗	見在、法人化して	いる。				1経営体 につき3点	
		1		、延べ240		雇用1名として算定する。 下は切り捨て)。)。		1経営体 につき1点	
		以	下に該当する場合	合はそれぞん	れ加点する。				
8	雇用		a 過去5年以内 る。)を受けて雇			備に必要な資金に限		常時雇用の 増加1名 につき1点	
			b 農の雇用事	業を活用して	ている場合			1経営体 につき2点	
@	新規就農					F度以内の者である。 『ある場合に限る。		1経営体 につき2点	
<i>3</i>)	が小が小原		45歳までに就	農した者で	ある場合			1経営体 につき3点	
			- 農業研修生(国内 実習制度に基づ			の者に限り、外国人技		1経営体 につき1点	
		以	下に該当する場合	合はそれぞれ	れ加点する。				
10	農業者の育成		a 農業研修生活者である場合	が青年就農	給付金(準備	型)の給付を受けている		農業研修生1 名につき1点	
)の給付を5	受けている経営	立させ、青年就農給付 営体(給付要件を満たさ		独立した経営 体1名につき1 点	
11)	女性の取組	ア理イ	を行っている場合	らが農業経 に当該部門 あるか、役	営を行ってい 月の責任者でる	る又は部門間で区分経 ある者) な員のうち女性が過半を		1経営体 につき3点	



【記載要領】

・事業に取り組む助成対象者の経営状況について作成すること。

2 地区配分基準

_	地区配分基準								1
		配分基準項目				現在の水準		点数	平均ポイント に加算するポ イント
①	担い手への農地	事業実施要望地区における中心経営 体である地域の担い手に対する現状	担い	・手			台める前月末現在における 基積率(単位:%小数点以		
1)	集積	の農地集積率が80%以上である	積担い	・・手	全農地面に集積され	ha		1	
			事訓	業実を	始める前月	か4月1日現在と事業 末現在の地区の中で 差(単位:%小数点	心経営体等		
				3年度前の4月1 日現在					
			要望	れた	・手に集積さ ・農地面積 査の前月	ha			
2	農地集積割合の	事業実施前3年度内に事業実施要望 地区の中心経営体である地域の担い 手への農地集積の取り組みを進め、3		見在	区内全農地	% ha		1	
	増加	年度前より地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。		担いれた	い手に集積さ 二農地面積 うち機構分	ha ha		-	
			積印用	左記のうち、事業実施前年度から増加した農地 積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活 用している。					
				月1地	施前年度 日現在 区内全農地	%			
					責 い手に集積さ 上農地面積	ha		1	
					うち機構分	ha			
3	新規就農者の確 保	事業実施前3年度内に事業実施要望 地区内の新規就農者(認定新規就農 者に限る。)を5人以上確保している。	事業の数		施要望地区	内の新規就農者		1	
4	地区の状況	事業実施地区が中山間地域等直接支あり、かつ同要領第4の対象農用地が						0.5	

計

1で算出した平均ポイント	
2で算出したポイント	
当該地区の合計配分基準ポイント	

【記載要領】

事業に取り組む助成対象者以外も含めて、事業実施地区内の状況について記載すること。

			担いコ	一唯体	"和王台	马)虫 10	5又1	友		9 万リ7	任占	『体調書			
No	耳	加成対象者	名				住	Ī	折				代表 (法人等の均	者名 場合に証	2載)
I助	・ 成対象者の	概要										'			
(1)具	加成対象者(I I					1 1		経営は	¥とし	て位置づけられ	れた人・農地	ピプラン	
	人・農地プラ けられた中心			也中間管理 と受けた者		う賃借権の	の設定		a b						
(注)	1. 該当す		. ックを入れ . 当する場合			カナ、オ	b ファ	- 1.	(1)	該当す	るプラ	ラン名(若しく)	は市町村名・	地区名)	を記載。
(3)	∠. 1次 0℃ ∖・農地プラ :	. 1 32 4 12			にフエ	ツクをハ	110 C	_ <	0						
	<u>、 展地 /)</u> の関連番		17 54 67 2 48 1	MULITER	(現状					画		节	組内容	
(-)		- 市町村名	地区名	ý.v		〇年度)	営規模	÷	∜Z AH-I	-	丰度)	 E営規模	へ 新規就農・ 付加価値(1	6 次産	
		11門刊名	地区名	稻	堂内容	产	呂覌佚	£	経営	八谷	心	EA規模	177 四 匹		104)
(22.)															
(注)	人・農地プラ 複数のプラ		された内容を 施に関連す			追加し全	て記載	する	ること。						
(4)(1)の農業者	が詳細													
□ 1.	認定農業者	f □ 2.	集落営農組	1織 □ 3	新規 3.	就農者(年齢 ; F月(就農	歳、 豊:平成	:年	月)	□ 4. ₹	- の他()
(注)	1. 該当する					コューフ	≻ 1.								
			就農した年()内に具					地	中間管理	機構の	活用	者に限る。			
	国人情報の耳														
												B(氏名等)につ 実施ができない			
(注)			を確認する							ンに記	載さ	れている情報を	:		
I 配:) 分基準表該		1 2-51-1HJ	思りる物	ロリム、L	J(C)	ノンとハ	CA U1	ماسده						
(1)具	加成対象者(農地中間管:	CH :					(ア)及び(-	ハケまな			_		
1	経営面積の 大	^{)拡} 口 (ア)	機構又は4ha 上面積拡大	·以 □ ((イ) 2haJ 面積	以上経営 責拡大			当しない積拡大			 耕作放棄均 解消	性の		
□ ③	農業の6次 業化	産 🗆 ④	農産物の高 加価値化	5付 □ (意 農業合化	経営の社	復 □	6	経営の変	効率化	(⑦ 農業経営 <i>0</i> 人化	法		
□ ⑧	雇用	ロ うち 雇)	融資を受け 用を増加(=	て 口 /	豊の雇月 用	用事業活		9	新規就是	農		45歳までに就見	畏		
	農業者の育		給付金(準備 8生数(名)			経営開始型)	\dashv	11)	女性の耳	取組					
(注)	1. 当該項目	については	、市町村と相	談の上記	己載する	こと。	:]				
		者の育成」に	.関し、青年家	光農給付金	金(準備	型)の給付	寸を受け	ナて「	いる経営	体を受け	け入れ	1ている場合は			
	4.「⑩農業をと。	者の育成」に	関し、青年記	光農給付金	金(経営	開始型)⊄	の給付る	を受	けている	経営体	を育り	成した場合は、3	虫立した経営	体数を	記載するこ
皿 事	集内容等											ī			
No			業内容 . 規模、台数	(等)		規模	漢決定0	の根	拠	着工(予定 ⁴				機械等の 置・施工	の保管・設 住所
1															
2															
3															
(注)	「規模決定	の根拠」欄に	は、市町村と	相談の上	.、根拠。	とした資料	料名なる	どに	ついて記	己載する	5 こと				
	事業費			資金調	達計画			- 1 · ·	Leba					耐用	
No	(円) A=B+C+D	助成金	融資	自己資金	金都道	地方 首府県	7公共区 市町村		:等 そのfi		カ成 琴 (%)	監 融資率 (%)	担保措置 の有無	年数	備考
	+E+F+G	В	С	D		Е	F	•	G	_	I=B/			(年)	
1															
2									_						
3															

(注) 「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。 「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を市町村と相談の上記載すること。

計

Ⅳ 経営体の成果目標

(1)目標設定の考え方等

	(I)			2		
	U	設定の考え方	根拠資料	4	設定の考え方	根拠資料
現状						
1年度目 (○年度)						
2年度目 (○年度)						
3年度目 (○年度)						
整備内容との 関連の考え方	北里日標を設定]	るな必須日堙は1つ				

- (注) 1 2つ以上の成果目標を設定し、うち必須目標は1つ以上設定すること。 2 設定の考え方及び根拠資料欄は、項目毎に設定する考え方や根拠とした資料等を具体的に記載すること。 3 追加で設定する目標がある場合には、様式を追加して、同様に設定すること。

(2)必須目標の達成に向けた取約	1のボ・	イント
------------------	------	-----

_/×	7次日本の足別に同じた状態の中・121
1	
2	
3	

(注) 現在の経営状況を踏まえて、必須目標の達成に向けて実施する取組などについて3点程度箇条書きで記載すること。

V 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

▼ 間具の	716の氏子補助手未り心の引 四	
項目	資金調達のう	ち融資の概要
垻 日	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(注)	□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望する□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない	□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望する□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない

⁽注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望 に添えない場合があることに留意すること。

VI 関連事業の実施状況

事業名	実施年度	事業内容		設定している 早目標項目名等	目標の具体的な内容
			達成の有無	項目名	

- (注) 1. 平成21年度以降の関連事業(特に実施要綱別記第1の4の(1)のウの(イ)のiに掲げる事業をいう。)について記載すること。
 - 2. 「設定している目標項目名」について、目標項目名を記載するとともに、達成の有無について、達成している場合には「〇」、達成していない場合には「 \times 」を全ての項目について記載すること。

人・農地プランの適切性等

市町村名:

1 適切な人・農地プランにおける事業

- 週9な八辰	ピノノ	ンにのける事未
		担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第1の3の(1)のアの(ア)について実施されている。
地区名		地域内の話合い等の状況及び公表の状況等について
		地域の話し合い 直近の見直し 年 月 日
		農地中間管理機構の活用方針 年 月 日
		公表の状況(公表年月日) 年 月 日(予定含む)
		(状况等)
İ		
		担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第1の3の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
		地域内の話合い等の状況及び公表の状況等について
		担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第1の3の(1)のアの(ア)について実施されている。
地区名		
1324		地域内の話合い等の状況及び公表の状況等について
		地域の話し合い 直近の見直し 年 月 日 農地中間管理機構の活用方針 年 月 日
		公表の状況(公表年月日) 年 月 日(予定含む)
		(状况等)
		担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第1の3の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
		地域内の話合い等の状況及び公表の状況等について
1		

⁽注)適切な人・農地プランが作成されているか確認するため、該当する場合に□にチェックを入れること。チェックがない場合には、適切な人・農地プランが作成されていないため本事業の対象外となりますのでご注意ください。

2 農地中間管理事業における事業

2 成心门间日本	<u> </u>
地区名	該当の有無

⁽注)農地中間管理事業における事業である場合にチェックを入れること。 複数地区で実施する場合には、欄を追加して記載すること。

平成〇年度担い手確保・強化支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番号年月

○○農政局長 殿

北海道にあっては、農林水産省経営局長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 〇 〇 〇 印

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成27年●月●日付け●経営第●●号農林水産事務次官依命通知)別記の第1の5の(2)のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

記

市町村名	地区名

(注) 関係書類として、担い手経営強化支援計画書(別紙様式第1号)及び都道府県別実施計画(別紙様式第3号)を添付すること。

なお、担い手経営強化支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融 資主体型補助事業対象経営体調書(別紙様式第1号別添2)及び地方農政局長が必要と認 める資料について添付すること。

都道府県別実施計画

T 拟岩内周则宝体卦画

_1_1	<u>郭追肘県別美施計画</u>								
		事業費							
	区分	G=A+B+C+ D+E+F	補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体 融資 E	本負担経費 自己負担 F	備考
1 事	工 業費								
	(1)融資主体型補助事業								経営体
	(2)追加的信用供与補助事業								保証希望融資額 円
2 肾									適否(都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
	(1)都道府県附帯事務費								
	(2)市町村附帯事務費								
	計								

(注) 都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な使途]

			具体	本的な使る	
都道府	県附帯事務費	Ť			
Ⅱ 実施地区	図の適切な人・	農地ス	プランの判定根拠		
市町村名	地区名		根拠資料		チェック欄
					人・農地プランの適切性が確認された。
					人・農地プランの適切性が確認された。

人・農地プランの適切性が確認された。

⁽注)複数の実施地区がある場合は、行を追加して全て記載すること。 「根拠資料」欄は、都道府県が適切な人・農地プランの確認に用いた資料や確認手法等について記載すること。

Ш	都道府県域を超える場合の調整
ш	即坦川不然で但んる勿ロツ帆走

事業実施地区が都道府県域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。

調整内容等について

(注)都道府県域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

IV 事業完了(予定)年月日

平成

年 月 日

V 収支予算(精算)

(1) 収入の部

(T) 100/ (V) HP					
区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	7胂45
	円	円	円	円	
国庫補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
区力	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	加力
	円	円	円	円	
1. 事業費					
(1)融資主体型補助事業					
(2)追加的信用供与補助事業					
2. 附带事務費					
計					

[添付資料]

- 1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
- 2. 別紙様式第1号 経営体育成支援計画書

別紙様式第1号別添1 予算の配分基準ポイント

別紙様式第1号別添2 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

別紙様式第1号別添3 融資主体型補助事業実施内容(内訳)

- 3. その他地方農政局長が必要と認める資料
- (注)交付申請時に本様式を準用する場合は、「別紙様式第1号別添1」及び都道府県交付要綱を添付すること。

別紙様式第3号別添1 融資主体型補助事業実施内容(内訳)

_			助成対象者他の実施内容																													
												_						有世の天施内	谷					1						融資概要		
				地区毎の		年代(任意) 個人経営	対象者 (プルダウン: 選択	メニューから	5 (「整	修理番号には別り	業者の詳細 シート「整理番号表(融資主 「業)」を参照)	体 シー (iii) 3	整備内容 「整理番号」は別 ート「整理番号表 軟資主体型補助事 業)」を参照)	整備内容の動助成対象者に	機械・施設名称及び能力・規模等 ※○台、馬力・○条刈り、○棟○㎡等		事業費 (円)	国費 (円)	都道府県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	対象経営 融資額 (円)	本負担額 自己資金 (円)	配分積算額	備考	: 18	独資率	金融機 (「整理番号 ンート「整理 (融資主体型 業)」を参	号」は別 (理番号表 ト 型補助事 体	融資做安 金融(資金)種美 「整理番号」は別3 「整理番号表(融資 本型補助事業)」を 照)	機関保	R証活用状況 する場合 と記入)
都 U列集計用↓	道府県名 i	市断村名	地区名	助対者整番	助成対象者名 (合計は経営体教)	位の で場 記合	中心経営体の 別	経営形態 の別	整理番号	(確認用)	主な作目体系 主たる作目体系 体系	整理番号	(確認用)	整理番号		機械、 薬 み の と す の を 系 の を 系 の の の の の の の の の の の の の								配分積 計算中の関数 されてい ので、し ください	るため が入力 います 数式を ないで		100 mg 10	整理(確	整用) 整番	理 号 (確認用)	追加的 信用事 活用 有無	保証希望 融資額(円)
					1												0	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0
				1													0								0							0
L																	0															0
L																	0											_				0
F																	0											_	_			0
-									+								0											_	_		_	0
H														-			0											_	_			0
H																	0											_	-+		_	0
H																	0											_	-			0
F																	0															0
																	0															0
																	0								0							0
					<u>-</u>												0								0							0
L																	0								0							0
																	0								0			_				0
L																	0															0
																	0								0							0

- 1 記入は、1事業内容を単位とする。
- 2 整理番号欄のある項目は「融資主体型補助事業整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。
- 3 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

								画 (該当する	己分基準項 項目に「1	目 .」を記入))								成果目標の設定状況 (目標設定している項目に「1」を記入)													
																			æ	5	須					遊		択	目		標	
追加的信 用供与事 業費	Œ	経営面積の払	tt																													
	(7) 農地中間	(イ)現状より 2 ha以上の	C = 0 = 0 = 0 = 0 = 0	②農業の6 次産業化	③農産物の 高付加価値 化	④農業経営 の効率化	⑤耕作放棄 地の解消	⑥農業経営 の複合化	⑦農業経営 の法人化		a 過去5 年以内に融 容を受けて	h 豊の屋	⑨新規就農 者	⑨のうち45	⑩農業者の 育成	a 農業研 修生が青年 就農給付金 (準備型)	(経営開始	⑪女性の取 組	①売上高の 拡大	0		②経営コス トの縮減			③経営面積 の拡大	④農業の6 次産業化	5農産物の 高付加価値 化	⑥経営の効 率化	⑦耕作放棄 ® 地の解消 の	農業経営 ⑨ 身 砂複合化 のお	農業経営 法人化	沙屋用
(千円)	性サウススルと	2ha以上の 経営面積の 拡大	体で現状より経営面積 の拡大								資を受けて 雇用を拡大 (※常時雇 用増加数を 記入)	b 農の雇 用事業を活 用している		歳までに就 農した者で ある		の給付を受けている (※農業研修生数を記入)	型)を受け を受体を 育成した経営 体 を記 本 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を を 記 の と 記 の と 記 の と 記 の と む に の と の と の と の と の と の と の と の と の と の			現状値 (万円)	目標値 (万円)		現状値 (万円)	目標値 (万円)								
-	0	0																	0			0			0	0					0	0
<																																
																															-	-
/																																
/	-																			1												
\leftarrow																			 												\rightarrow	
							1																									
							1												 	1												
																			Ì													

○融資主体型補助事業整理番号表

① 対象者区分

番号	区分	備考
1	中心経営体	
2	賃借権の設定等を受けた者	
3	中心経営体であり、 農地中間管理機構か ら賃借権等の設定を 受けた者	

② 農業者の詳細

番号	区分	備考
1	認定農業者(個別)	
2	認定農業者(法人)	
3	集落営農組織(任意網	
4	認定新規就農者	

③ 主な作目体系

番号	作目体系	
1	水田作	
2	畑作	
3	露地野菜作	
4	施設野菜作	
5	果樹作	
6	露地花き	
7	施設花き	
8	酪農	
9	繁殖牛	
10	肥育牛	
11	養豚	
12	採卵養鶏	
13	ブロイラー養鶏	
14	その他	

④ 整備内容

番号	施設等名	備考
1	トラクター	
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	農業用機械
5	茶複合管理機	辰耒州城城
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	
9	ハウス	
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設	生産・流通
12	果樹棚	
13	集出荷施設	
14	農産物加工施設	
15	直売施設	加工・直売・交流
16	観光農業関連施設	
17	畜舎 (肉用牛)	
18	畜舎 (養豚)	
19	畜舎 (養鶏)	
20	畜舎 (酪農)	
21	畜舎 (その他)	畜産・酪農
22	サイロ	
23	堆肥施設	
24	機械(畜産関係)	
25	その他畜産関係施設	
26	環境衛生施設	
27	ほ場観測施設	その他
28	中間拠点施設	ረ ላንነ⊩
29	その他施設等	
30	畦畔除去	
31	区画整理	
32	暗渠排水	土地基盤整備
33	明渠排水	
34	その他基盤整備	

⑤ 金融機関

番号	名称	
1	農協	
2	農協連	
3	農林中金	
4	政策金融公園	車
5	沖縄公庫	
6	銀行	
7	信用金庫	
8	信用組合	
9	都道府県	

⑥ 融資(資金)種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	改良資金
3	就農支援資金
4	公庫資金(スーパーL)直貸
5	公庫資金(スーパーL)転貸
6	公庫資金(その他)直貸
7	公庫資金(その他)転貸
8	一般資金(プロパー資金)

番 号 年 月 日

○○県(都道府)知事 殿 (○○市(町村)長 殿)

> ○○市(町村)長 印 (経営体名 代表者氏名 印)

平成○○年度担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届の提出について

平成〇年度担い手経営強化支援計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金 交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体(助成対象者)が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

助成対象者名	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定年月日	理由

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成○○年度担い手確保・経営強化支援事業に係る着工(契約)届の提出について

平成〇年度担い手経営強化支援計画に基づく事業について、下記のとおり着工(契約)を届け出ます。

記

整備内容(機械・施設名等)	
事業費 (円)	
契約年月日	
完了予定年月日	

注:工程表等を添付すること。

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成○○年度担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工(納入)届の提出について

平成〇年度担い手経営強化支援計画に基づく事業について、下記のとおり機械・施設等の整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設等名)	
事業費 (円)	
着工(契約)住所	
着工(契約)年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
請負等業者	
工事管理者	

注1:「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは施設等工事を伴う場合のみ記入す ること

2:必要に応じ、請負人等から完了届の写しを添付すること。

年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の 承認申請について

平成〇〇年度において担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等を処分 (目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保) する必要が生じましたので、下記のとおりその承認を 申請します。

記

- 1 承認申請に係る機械・施設の概要
- (1)機械・施設の所在地
- (2)機械・施設の構造、規格、規模等
- (3) 事業費(うち助成金)
- (4) 取得年月日
- 2 承認申請の理由
- 3 承認申請に係る事項
- (1) 処分予定時期
- (2) 処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)の概要
- ア 施設等の処分方法及び処分後の利用 (稼働) 計画
- イ 処分に伴う条件等 (例)処分に伴う助成金相当額について返納致します。
- ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
- (3) その他

[添付書類]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 その他市町村長が必要と認める書類
- (注) 交換の場合にあっては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。
- (3) 交換の対象機械・施設の概要
- ア 機械・施設の所在地
- イ 機械・施設の構造、規格、規模等
- ウ 取得予定価格及び取得方法
- エ 機械・施設の利用計画
- オ 交換に伴う条件等

年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の 災害報告について

平成〇〇年度において担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等が災害 (例:台風〇〇号)により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災機械・施設の概要
- (1) 地区名
- (2)機械・施設の所在地
- (3)機械・施設の構造及び規格、規模等
- (4) 事業費

ア 補助金

イ その他の負担金

- (5) 取得年月日
- 2 災害の概要
- (1) 災害の原因

例: 年 月 日台風第〇〇号による強風

(○○気象台調べ ○時○分 m/s (瞬間風速))

(2)被災の程度

例:○○㎡の被覆材及びパイプの破損 破損見積額

- 3 被害見積価格(復旧可能なものにあっては、復旧見込額)
- 4 その他(災害復旧計画及び資金計画)

[添付資料]

- 1 担い手計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他市町村長が必要と認める書類

年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の増築 (模様替え、移転、更新等)届について

平成〇〇年度において担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等を増築 (模様替え、移転、更新等)したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築の理由
- 2 増築に係る施設等の概要
- (1) 地区名及び○○取組名
- (2) 施設等の所在地
- (3) 施設等の構造、規格、規模等
- (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
- (5) 取得年月日
- 3 増築の概要
- (1) 增築

(例:増築 鉄骨スレート葺 ○○㎡ 事業費 ○○○ 千円増設 ○○ライン ○○箱/日処理 事業費 ○○○ 千円)

- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着工予定時期
- (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 担い手計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他市町村長が必要と認める書類

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(〇年度目)

	都	『道府県名	市町村名	地区名	事業実	施年度	目標年度	事業実施	主体
I	地	区の成果目標		1	ı			(単位:統	圣営体、%)
				幸	成状況(上段	目標 セ:計画、下段:ӭ	 実績)	○年月	要目
		項	目	1年度目		年度目	目標年度(3年度目)	達成物 (%	犬況 .)
必須	1	売上高の拡大経営コストの維							
目標	2	経営コストの縮	蒼減						
	3	経営面積の拡	大						
	4	農業の6次産業							
	(5)	農産物の高付	加価値化						
選択	6	経営の効率化	i						
選択目標	7	耕作放棄地の	解消						
	8	農業経営の複	合化						
	9	農業経営の法	人化						
	10	雇用							
п	紹	 	目標	-1	•	•		•	
						達成物	目標 犬況(上段:計画、下!	段:実績)	○年度目
N	No	対象経営体	本名	項 目	現状	1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)	達成状況 (%)
╙	通		 する事業実施主体	の所見(評価)	1				<u> </u>

Ⅳ その他
1 人・農地プランの作成状況
(1)作成した日 <u>年 月 日</u>
(2) 今後の見通し(未作成の場合)
2 法人化の状況
(1)法人化前の組織等の名称:
(2)法人化した日 年 月 日
(3) 今後の見通し(法人化していない場合)
(3) 万俊の光通し(公八七して) がいっから

〔記入要領〕

- 1 「現状」「目標」欄は、経営体育成支援計画書(以下「支援計画」という。)及び経営体調書の成果目標の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。 I及びⅡの「達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、下段は、当該年度の実績を記載し、 「○年度目の達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。
- 2 Ⅱの対象経営体の成果目標に関する達成状況は、支援計画の添付資料である経営体調書に掲げた経営体の成果目標の項目について、 対象経営体毎に記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

Ⅲの経営体の成果目標達成状況の達成率は、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。 (小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

- 3 Ⅲの「達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)」欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合には、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。 また、目標年度において目標を達成していない場合は、別途、別紙様式1−11号により経営体ごとに未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入するとともに、地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向を記入する。

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
 - 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。 なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
 - 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

担い手確保・経営強化支援事業達成状況報告書(都道府県)

農政局名	

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容を 踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
 - 2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から計画主体等に対して指導内容を踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。
 - 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

т	経営体ごとの	成用	日増の	+ 法 成 理	山生
1	粧呂14ことの	ル果	日悟り	木弹ル理	₩₩

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

Ⅱ 地区の成果目標(必須目標)ごとの未達成理由等

成果目標項目 (必須目標)	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等		

Ⅲ 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

1	担い手への農地利用集積について
2	必要となる中心経営体の育成について
3	人・農地プランの作成・見直し等について
4	未達成者の対応等その他

〔記入要領〕

- 1 Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。 また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な 改善措置の内容、目標達成の見込とその時期について記入する。
- 2 Ⅲの「未達成理由の総括」欄については、必須目標となる地区の成果目標ごとに、未達成理由を総括的に整理する。 また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄についても、地区の成果目標ごとに具体的な改善措置の内容、 目標達成の見込みとその時期について総括的に記入する。
- 3 Ⅲについては、Ⅱで整理した地区の成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他課題と対策等について記入する。